

5. 公正競争規約による広告の自主規制の現状と課題

埼玉大学経済学部 教授 本城 昇

概要

表示の適正化を一層推進するためには、公正競争規約の運用面および法制度面からの改善が必要である。第一に、公正取引委員会は、景品表示法4条1項3号に基づき「一般消費者に誤認されるおそれがある表示」を不当表示として指定できる権限を積極的に活用し、不当表示を幅広く規制し、業界に先進的な内容の公正競争規約の設定を余儀なくさせる状況を作り出す必要がある。第二に、一般消費者の選択において重要なデメリット情報の不表示を積極的に規制できるように景品表示法第4条を強化改正し、事業者にそうしたデメリット情報を表示させる必要がある。そして、その規制の成果を公正競争規約に反映させ、より徹底した表示の適正化が図られるべきである。第三に、公正競争規約の内容や公正取引協議会の運営が事業者側の意向を専ら反映したものとならないよう、公正競争規約の設定・改正の過程や公正取引協議会の運営において消費者側の利益に立つ者が積極的に関与できるよう運用面および法制度面からの改善が必要である。また、公正競争規約に基づく表示の信頼性を格段に向上させるため、表示の認証制度の導入も検討されるべきである。



ほんじょう のぼる
本城 昇

1969年4月～ 公正取引委員会事務局に勤務。

1996年6月まで

1996年6月～ 埼玉大学経済学部教授(経済法)。

主著として、

『韓国の独占禁止法と競争政策』(アジア経済研究所、1996年)、

『事例詳解 景品表示法』(共著、公正取引協会、1985年)

などがある。